

東京都は理容師を目指し、都内サロンで就業を考えるあなたを応援します!!

# 理容師資格取得促進事業



## ■ 理容師を職業とし、理容師免許を取得すると広がる世界

ヘアビジネスの基本はお客様の髪に手をを入れて綺麗にすることです。

国家資格である理容師免許はヘアビジネスに携わることを約束された免許です。ヘアメイク、スタイリストなどヘアビジネスの需要は広がっています。理容師資格取得促進事業ではこの理容師資格の取得を東京都と学校で全面サポートします。

また、「手に職」がクローズアップされている時代にもマッチした資格であり、年齢による制限がないので取得すれば一生涯の資格となります。



## ■ 理容師を目指す意欲のある方を支援します

東京都理容師促進事業は都が定めた8項目の条件を満たす方を対象に、理容師資格を取得するための入学から卒業まで**一切の学費・教材費が免除**となる制度です。

◆**理容師養成コース** 定員 昼間部 **14**名 通信部 **20**名

◆**美容修得者コース** 定員 昼間部 **7**名 通信部 **10**名

### 対象条件8項目

①昼間部:高卒以上 通信部:15歳以上	②都内に一年以上在住(※住民票の提出確認)
③世帯の生計中心者の収入が一定基準以下 <small>※課税証明書の提出確認、[表1]を参照</small>	④在学中ではない(卒業見込み可)
⑤活用できる資産が無い	⑥生活保護世帯ではない
⑦都内で理容師として就職する意思がある	⑧健康である

※対象者は項目全ての該当確認及び当校にて面接・筆記試験を経て審査後に可否を通知

## ◆[表1] 世帯の生計中心者1名の収入等の基準について

扶養人数	0人(单身)	1人	2人	3人	4人	5人
総収入(年) ※給与収入者	176万円以下	260万円以下	320万円以下	380万円以下	440万円以下	500万円以下
課税所得(年) ※個人事業主	50万円以下	60万円以下				

※賃貸物件に住んでいる方は年額84万円(上限月7万円)を限度に、家賃支払額を本人収入額から減額できる場合があります。  
※扶養人数が上記表より多い場合は1名当たり60万円ずつ増額した総収入の基準額を確認してください。

## ■ お申し込み方法

**STEP.1** ご希望の旨を学校へお電話ください [03-3293-9871]

**STEP.2** **住民票**(世帯全員・省略無)と最新の**課税証明**をご準備ください  
→8項目全ての該当確認後、二次審査対象者として審査のご案内

**STEP.3** 当校にて面接・筆記試験の二次審査実施後、対象者を決定します

## ■ よくあるご質問

Q.理容師資格取得促進事業を利用したいのですが....

A.まずはお電話にてご連絡下さい。住民票、課税証明書で対象条件にあてはまるか確認させて頂いております。

Q.活用出来る資産はどこまでが含まれるのでしょうか?

A.様々なケースがございますのでご連絡ください。

Q.申込書等が見当たらないのですが.....

A.特に申込書などはございません。お電話でお申し込みください。

Q.生活保護世帯は全て対象外ですか?

A.区市町村福祉事務所のケースワーカーさんと連携してご相談させて頂く事もございますので、まずはご相談ください。

Q.条件に15歳以上とありますが、年齢の上限はありますか?

A.ございません。ただし、修業を継続できる健康状態であり、都内で理容師として就職する意思があるか等考慮させていただきます。

Q.14歳の中学生は受ける事が出来ませんか?

A.中学3年生で卒業見込み者であれば、お申し込み可能です。

Q.対象者の条件に在学中ではない事とありますが、卒業見込みの場合はどうなりますか?

A.卒業見込みの方は対象者のため、お申し込みいただけます。

Q.支援とありますが、どの位の支援を受けられるのでしょうか?

A.入学検査料から学費、教材にかかる費用を東京都が支援します。(ホームページをご覧ください、募集要項をご請求下さい)